

仕 様 書 番 号 : 第 2 4 号
作 成 年 月 : 8 . 7 . 21

仕 様 書

図 面 番 号	図 面 名 称
1／1	仕 様 書

役 務 名	草刈機借上
-------	-------

仕 様 書

- 1 件名
草刈機借上
- 2 実施場所
千葉県木更津市吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地内
- 3 適応範囲
本仕様書は、木更津駐屯地において使用する草刈機借上について適応する。
- 4 使用用途
飛行場内草刈
- 5 借上期間
令和8年 8月24日(月) (0830搬入)
令和8年10月 9日(金) (引渡し時間は別途調整) (47日間)
- 6 規格等
 - (1) 搭乗型草刈機(以下器材という) 2台
 - (2) 刈幅: 1,500mm～1,550mm
 - (3) 刈刃の状態は、納入時には新品を取付け、引渡し時には欠損を含む摩耗した状態でよいものとする。
 - (4) 替刃として各1セット付属させる。
 - (5) 借上げ期間中は、補償料込とする。
- 7 特記事項
 - (1) 器材の回送(返納)は、受注者の負担とし、官側の指示する場所で受渡しとする。
 - (2) 受注者は、納入前に器材の点検を実施し、良好な状態で官側に引渡すこと。特に各部品等の損耗劣化については、交換あるいは改善した状態にすることとし、その説明を納入に行う。合わせて納入前点検結果表等の書類を提出するものとする。
 - (3) 官側の責任によらない故障、機能的な原因又は損耗劣化による亀裂等の不具合で使用不可能となった場合は、受注者が無償で修理又は部品交換を実施するものとする。また修理等のため継続して使用できる見込みがないと監督官が判断した場合は、受注者負担により速やかに代替えの器材を貸与するものとする。更に修理、修理に係る調整及び修理待ちに日数を要したことにより不稼働が生じた場合は受注者負担により借上期間を延長するものとする。
 - (4) 使用上の不注意等明らかに官側が原因と判断される故障、破損等については、借上補償を適用させるものとし、官側の負担により修理又は部品交換を実施するものとする。
 - (5) 器材の燃料については、搬入時、返納時ともに満タンでの引渡しとする。
 - (6) 仕様書に記載なき事項については、官側と協議するものとする。

件 名	草刈機借上		
図面名称	仕様書		
縮 尺	—	図面番号	1 / 1
木更津駐屯地業務隊	作成年月日	令和8年7月21日	